

年金額を増やしませんか？

国民年金付加年金制度

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来、老齢基礎年金の受給権が発生したときに、付加年金を併せて受給することが出来ます。

付加年金の年金額は、付加保険料を納付した月数に応じた額になります。

納めることのできる人／●国民年金第1号被保険者 ●任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)

付加保険料の額／月額400円
受給する付加年金額／200円
×付加保険料納付月数

※例えば、20年間付加保険料を納めた場合、1年間で受け取る付加年金額は、48,000円(200円×240月)になります。受給期間2年で、納めた付加保険料と同額になります。定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

申し込み方法／年金手帳と印鑑

付加年金の受取額の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると…
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年)=96,000円
付加年金を3年間受け取ると…
○1年間で受け取る付加年金額 200円×240月(20年)=48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金額 48,000円×3年=144,000円

申し込み・問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

●国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることができません。

●付加保険料は、当該月の翌月末(納期限)までに必ず納めてください。

●付加保険料の納付は、加入申し込みをした月分からとなります。

を持参し、保険年金課で申請してください。
《注意事項》

早期発見・早期対応を目指して

認知症初期集中支援チーム活動開始

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、7月14日から地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。

認知症初期集中支援チームとは

医療・介護の専門職がチームとなって、認知症やその疑いのある人の家庭に訪問し、適切な医療や介護サービスへつなげるための支援を行います。

さまざまな専門職が支援

認知症疾患医療センター、海上療養所、滝郷診療所、地域包括支援センターに所属する認知症サポート医や看護師、社会福祉士など医療・介護の専門職がチームとして活動します。

対象者

- 在宅で生活している認知症が疑われる人
- 認知症の人で医療や介護保険のサービスを受けていない、または中断している人
- 認知症の症状で対応に困っている人

認知症が気になる人、認知症の家族のことで悩んでいる人は、相談してください。

問い合わせ先

旭市地域包括支援センター

(☎62-5433・高齢者福祉課高齢者班内)



私たちが支援します